

高塚保育園重要事項説明書

1 事業者

名称	社会福祉法人 豊橋市南部保育事業会
代表者の氏名	理事長 梅岡 愛子
所在地	愛知県豊橋市野依町字八幡2番地19
電話番号	0532-25-2653
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 ・保育所の経営 ・地域子育て支援拠点事業の経営 ・一時預かり事業の経営・幼保連携認定こども園の経営 ・放課後児童健全育成事業の経営

2 保育所の概要

名称	高塚保育園
所在地	愛知県豊橋市高塚町字笹原6
電話番号	0532-21-2136
事業認可年月日	昭和46年1月1日
施設長の氏名	園長 佐久間 みき
利用定員	0歳児…………… 9名 1・2歳児……… 40名 3歳以上児……… 71名
保育の内容	乳児保育、幼児保育、特別支援保育 一時預かり保育
職員への研修の実施状況	職種・経験に基づき、各自の仕事のレベルを高めるため、全ての職員に実施
嘱託医	小児科医： 三浦内科 三浦剛夫

3 施設の目的

児童福祉法に基づいて、乳児および幼児の保育事業を行うこと

4 運営の方針

1	自然豊かな環境を活かし、四季折々の自然体験を保育に取り入れる。
2	遊びをとおして健康な心とじょうぶでがんばりのきく体をつくる。
3	友だちを大切に、思いやりの心を育てる。
4	様々な体験をとおして、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う。

5 職員体制（令和8年4月1日現在）

職名	人数	職名	人数	職名	人数	職名	人数
園長	1人	主任保育士	1人	副主任保育士	1人	保育士	22人
調理員	2人	嘱託医	1人	事務員	1人	支援員	2人

6 開所日・開所時間および休所日

開所時間	平日(月～金) 午前7時15分～午後6時15分 土曜日 午前8時00分～午後12時
保育時間	保育短時間 午前8時～午後4時 土曜日 午前8時～12時 保育標準時間 午前7時15分～午後6時15分 土曜日 午前8時～12時
延長保育料 金が発生す る場合	① 閉園時間を過ぎた場合 1回 150円 ② 保育短時間認定 午前8時前登園の場合と午後4時30分を過ぎた場合 それぞれ1回150円
休所日	日曜日、国民の祝日、休日、年末年始（12月29日から1月3日）

7 年間行事 【クラス名：0・1歳児たんぽぽ組、2歳児桃組、3歳児桜組、4歳児杉組、5歳児松組】

月	行事内容
4	・入園式・進級式 個人懇談(松)
5	・こどもの日会・いものつるさし ・健康診断 ・個人懇談(桜・杉) ・親子で遊ぼう会(桜)・おかえりなさいの会
6	・あおぞらフェスタ(松・杉)・ビーチクリーン(松)・親子で遊ぼう会(桃) ・プール開き・歯科健診
7	・七夕会 ・親子で遊ぼう会(たんぽぽ0.1)
8	・夏期希望保育
9	・プール納め ・個人懇談(松)
10	・あおぞらフェスタ(桜)・遠足 ・いもほり ・健康診断
11	・わくわくステージ(松・杉・桜)
12	・親子で遊ぼう会(杉・桃)・もちつき会 ・クリスマス会
1	・親子で遊ぼう会(たんぽぽ0.1歳)
2	・豆まき会 ・お茶会(松・杉)・お別れ遠足(松親子)・入園説明会
3	・ひなまつり会 ・お別れ会 ・修了式 ・卒園式
毎月	・身体測定 ・避難訓練 ・交通安全指導 ・誕生日会 ・すくすくクラブ・防犯訓練・お楽しみ会(保護者の会主催)・保育体験(随時) 外部講師・お茶のおけいこ あそぶんじゃー

※行事の実施月を変更する場合があります。

8 入園時に必要な書類

1	児童票（住所を確認するもの）
2	緊急連絡先（保護者の連絡先を明示するもの）
3	健康の記録（児童の体調を確認するもの） （病歴、予防接種の記録、アレルギーなど）
4	入所までの生活状況（児童の嗜好や生活習慣を知るもの）
5	緊急引き渡し登録（大規模災害等発生時の園児引き渡し）

9 給食

給食の方針
・保育園の給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、保育園の調理室にて、安全で温かいぬくもりのあるおいしい給食を目指し調理しています。
給食・おやつ
・献立は、市保育課の栄養士が、乳幼児の栄養必要量などを考慮して作成し、保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表を配信します。
アレルギー、離乳食などへの対応
・アレルギーが疑われる場合、保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表を保育園に提出してください。個別にご相談の上、アレルギー疾患生活管理指導表に基づき当園で除去可能な物は、除去食・代替食で対応します。対応が難しい場合はお弁当をお願いします。また、年齢に合わせた離乳食にも対応します。
衛生管理
・調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行っています。 保健所による食品衛生監視指導のもと、適切な衛生管理を行っています。

10 保護者と保育園の連絡について

ICT管理システム「icuco@book for family」を導入しています。

連絡帳
・高塚保育園では、児童が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と保育園が十分コミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えています。そこで、保育園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、0・1・2歳児は、連絡帳を活用します。年齢に応じて体温、体調、食事、遊び、排便状況など、児童の家庭での様子をできるだけ詳しくお知らせください。 幼児クラスは、活動の様子をホワイトボードに書いて降園時に玄関などに掲示しお知らせします。
イクコ（icuco）の活用
・登降園の管理・園だより、献立、緊急時連絡事項、日々の様子を園より icuco アプリを利用して配信します。

緊急用スマートフォンの活用

- ・緊急時に園の携帯から連絡する事があります。緊急時のみの利用になります。

080-7427-0944 又は 070-3320-9620

1 1 保護者の会

- ・保護者による保護者の会があります。保護者の会の会費として幼児は1か月300円、乳児は入園・新年度に年間1200円（1か月100円）を一括納入を集金し、年に数回保護者の会主催のイベントを実施したり、クリスマス等行事の時に園児におみやげを渡したりします。

1 2 健康診断 歯科健診

- ・年2回、嘱託医が健診します。結果は健康診断票に記録し、口頭でお知らせします。また、毎月1回身長・体重の測定を行い、結果はicucoで配信します。（5月・10月は胸囲も測定します）歯科健診も年1回行い、結果をお知らせします。その他、児童の日頃の様子で心配なことがありましたらご相談ください。

1 3 保護者の負担

保育料（毎月）	0・1・2歳児は市が定める保育料を市へお支払いください （第2子からと3.4.5歳児は、無償化）
副食費 4,800円	3・4・5歳児はJA豊橋の口座振替にて毎月20日に引き落としさせていただきます。
主食代 800円	（第2子から副食費は免除されます。） ・土曜日保育を希望される方は1日200円別途集金します。（前月の15日までに申し込みが必要です。）
カラー帽子	1歳以上児は、購入していただきます。
新年度用品	入園、進級時に購入していただきます。
口拭き・エプロン	たんぽぽ1歳 月額700円 桃組 月額385円
口拭き・エプロン・オムツ	たんぽぽ0歳 月額2880円

1 4 保育所の利用に際し留意していただくこと

登園時間
・登園は9時までをお願いします。
欠席する場合、または登園の時間が遅れる場合
・当日に欠席の連絡、または登園が遅れることを連絡する場合、9時までには電話連絡又は icuco にて送信してください。連絡がない場合は確認のため保育園から電話にて確認させていただきます。
お迎えが遅れる場合
・9時までには保育園に icuco で連絡をしてください。 9時以降は電話で連絡をお願いします。お迎えを他の人に変更する場合や、都合で時間までに迎えに来られない時は、前もって必ずご連絡ください。
毎朝の検温、体調の確認 (icuco の連絡帳に記載してください。)
・登園前にご家庭で、検温を必ずお願いします。登園時に、不調または発熱が疑われる場合は、職員が検温をします。ご家庭で ①食欲の有無 ②発熱の有無 ③排便の状態など確認し、いつもと様子が違うときには登園時に口頭でお知らせください。
感染症について
・麻疹 (はしか) ・水痘 (水ぼうそう) ・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) ・インフルエンザ ・コロナウイルスなど学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師の許可をもらい登園してください。(別表参照)
発熱・体調不良の場合
・熱が 37.5℃以上ある場合、下痢・嘔吐など健康面で不調が見られる場合は、登園を控えてください。また、登園後 37.5℃を超え、嘔吐・下痢等体調が悪いと思われる時にはお迎えの連絡をさせていただきます。
与薬について
・医療行為のため原則として与薬は行いません。必要な場合、医師の処方を受けた薬に限り、保育士が与薬します。その場合、与薬依頼書を書いていただきます。与薬依頼書・1回分の薬・薬の説明書の3点を一緒に袋に入れ、必ず職員に手渡ししてください。

1 5 賠償責任保険の加入

施設・施設業務
1 事故 700,000,000 円 1 名につき 100,000,000 円
生産物 (給食)
1 事故 700,000,000 円 1 名につき 100,000,000 円

1 6 緊急時の対応

- ・保育中に体調の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、必要な措置を講じます。
- ・保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、責任を持ってしかるべき対処をしますので、あらかじめご了承ください。

* 嘱託医	内科・小児科：三浦内科 豊橋市弥生町字中原 70	TEL 0532-45-2611
* 南消防署	豊橋市曙町松原 118	TEL 0532-46-0119
* 豊橋警察署	豊橋市八町通 3-8	TEL 0532-54-0110

1 7 非常災害時の対策・防犯対策

防災計画	南消防署へ届出
防火管理者	河合澄江
避難訓練	火災及び地震を想定した訓練を月 1 回実施
防災設備	自動火災報知機・煙感知器・誘導灯
防犯設備	非常通報装置(ALSOK)
避難場所	第 1 避難場所：高塚保育園園庭 第 2 避難場所：高塚町公民館 第 3 避難場所：高根小学校

1 8 虐待防止のための措置

児童の人権擁護・虐待防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し虐待の防止を啓発・普及するための研修等を実施しています。また虐待が疑われる場合には、医療機関に連絡します。

○虐待防止責任者：園長（施設長） 佐久間 みき

19 相談・苦情

高塚保育園 相談・苦情対応	*相談・苦情受付担当者：主任保育士 TEL 0532-21-2136
	*相談・苦情解決責任者：園長 TEL 0532-21-2136
	*第三者委員：民生委員 河合迪江 TEL 0532-41-2930 山口美江 TEL 0532-41-1893 鈴木一美 TEL 0532-21-2453
保育園以外の 相談・苦情 受付窓口	*愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会 名古屋市東区白壁 1-50 TEL 052-212-5515 (月~金 9:00~17:00)
	*豊橋市役所こども未来部保育課 豊橋市今橋町 1 TEL 0532-51-2322 (月~金 8:30~17:15)

20 守秘義務及び個人情報の取扱い

- ・職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持します。
職員でなくなった後においても同様に秘密を保持します。
- ・誕生表、ドキュメンテーションなどに園児個人の名前や写真を掲示していますが保育活動に必要な事として掲示しています。お困りの方はお知らせください。
- ・保護者の方が行事などで、撮影された動画や画像、インターネット上で販売している写真、ドキュメンテーション等の手紙 動画などの情報管理については、許可なく SNS 上で公開したり、私的に使用、掲載する事は絶対やめてください。また写真に限らず園内で知り得た他人の情報についても他言しないようにしてください。

21 保育園における安全計画について

保育園では、施設 設備園外保育交通安全避難訓練などの実施については行動マニュアルに基づき対応していきます。

22 災害（風水害）における臨時休園について

警戒レベル 3 (高齢者等避難) 以上が発令「された場合は、臨時休園する場合があります。
詳しくは別紙参照

豊橋市保育所等の災害時における臨時休園基準

令和6年11月

1. 目的

台風、集中豪雨、地震等の災害や南海トラフ地震臨時情報の発表により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合（以下「災害時」という。）に、園児、保護者、職員等の安全を守るため、豊橋市内の保育施設における臨時休園の対応について基準を定めるもの。

2. 対象

豊橋市内の保育所、認定こども園（以下「保育所等」という。）

3. 臨時休園の基準

災害時における臨時休園の基準について、下記のとおり定める。

(1) 風水害についての基準

(ア) 警戒レベルに応じた基準

発令のタイミング 警戒レベル（避難情報）	開園前	開園後
警戒レベル5 （緊急安全確保）	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
警戒レベル4 （避難指示）	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
警戒レベル3 （高齢者等避難）	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
警戒レベル2	開園	開園
警戒レベル1	開園	開園

- ※ 上記基準は、警戒レベルが発令された地域に位置する保育所等に適用する。
 - ※ **警戒レベル3以上は、豊橋市が発令する避難情報（気象庁等が発表する防災気象情報（警戒レベル相当）とは異なる。）に基づくものによる。**
（豊橋市が発令する避難情報は、豊橋市ホームページのトップページ、豊橋ほっとメール、防災アプリ「Hazardon(ハザードン)」、防災ラジオなどで確認可能。）
 - ※ 上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、市が臨時休園を決定することがある。
 - ※ 保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。
- (イ) 警報に応じた基準

警報の種類		発表のタイミング	
		開園前	開園後
気象警報	特別警報	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
	暴風（雪）警報	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
	その他の警報 (大雨・洪水・大雪・波浪・高潮)	開園	開園

- ※ 上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、市が臨時休園を決定することがある。
- ※ 保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。
- ※ その他の警報（大雨警報等）については、状況に応じて保護者に対しお迎えを依頼する場合もある。
- ※ 名古屋地方気象台が、大雨災害の可能性について予測した場合には、前日までに臨時休園を決定することがある。

(2) 地震についての基準

(ア) 地震発生時における基準

地震の震度		発生のタイミング	
		開園前	開園後
震度5弱以上		臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
震度4以下		開園	開園

- ※ 上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、市が臨時休園を決定することがある。
- ※ 保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。

(イ) 警報に応じた基準

警報の種類		発表のタイミング	
		開園前	開園後
大津波警報・津波警報		臨時休園	園児引渡し後 臨時休園

- ※ 大津波警報・津波警報は、事前避難対象地域又は津波浸水想定区域に位置する保育所等に適用することとし、開園後に発表された場合は、直ちに津波避難ビル等へ避難することとする。
- ※ 上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、市が臨時休園を決定することがある。
- ※ 保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報に応じた基準

情報の種類	情報の発表条件	対応
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらないと評価した場合	開園
調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を開始した場合や調査を継続している場合	後発地震の発生に備え、適切な措置を行いつつ、通常通り開園
巨大地震注意	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合、又は、プレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測された場合	
巨大地震警戒	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合	後発地震の発生に留意しつつ、津波浸水想定などを勘案し、必要に応じ、規模の縮小を行うなど、状況に応じて適切な対応のうえ開園

※ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震の発生に備え、園児の保護方法や保護者の緊急連絡先の再確認など適切な措置を行う。

※ 規模の縮小とは、希望保育の実施や開園時間の短縮などを想定。

(3) その他

・各基準に基づく対応が、開園と臨時休園で異なる場合は、臨時休園とする。

例) 開園前状況：警戒レベル2（開園）かつ、気象警報暴風（雪）警報（臨時休園）

⇒ 気象警報暴風（雪）警報の基準を優先し臨時休園とする。

(4) 開園後の臨時休園について

- ・保護者に対して速やかなお迎えを依頼し、全ての園児の引渡し後に臨時休園とする。
- ・道路状況などにより保護者のお迎えが危険な場合は、安全な状況になってからの引渡しとする。
- ・保護者に園児を引き渡すまでの間は、園内の最も安全な場所で保育を行うこととするが、園内での保育が危険な場合は、避難所等の安全な場所に移動し保育を行うこととする。

4. 保育所等の再開の基準・対応

避難情報等が解除された場合、保育所等は速やかに次の事項を確認し、安全等が確保でき受入準備が整い次第、施設を再開する。

ただし、警報解除の時間や被害状況などにより、全市的な休園継続の可能性がある場合は、市が原則的な対応を判断することとする。

なお、給食の提供については、各園の判断によることとする。

(1) 再開に当たり、確認すべき事項

- ・施設や施設周辺の被害状況
- ・ライフラインの被害状況（電気、水道、ガス、交通等）
- ・給食の提供体制
- ・職員の勤務体制

5. 臨時休園時及び再開時の連絡方法等

(1) 臨時休園時

【市⇄保育所等】

- ・市は、臨時休園に該当する状況が発生した場合や、状況に応じた総合的判断により臨時休園を決定した場合、保育所等へメールで連絡する。
- ・市は、臨時休園中の保育所等の状況を確認するなど必要に応じて、保育所等に児童福祉施設災害時情報共有システムなどにより状況報告を求めることがある。
- ・保育所等は、市から状況報告を求められた場合、速やかに市へ連絡する。

【保育所等⇒保護者】

- ・保育所等は、臨時休園に該当する状況が発生した場合や、状況に応じた総合的判断により臨時休園が決定された場合、速やかに保護者へ連絡する。
- ・保育所等は、必要に応じて、施設の入り口に臨時休園とする旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

(2) 再開時

【市⇄保育所等】

- ・市は、避難情報等が解除された場合、保育所等にメールで連絡する。
- ・保育所等は、避難情報等が解除された場合、速やかに「4. (1) 再開に当たり、確認すべき事項」を確認し、安全等が確保でき受入準備が整い次第、施設を再開する。
- ・保育所等は、安全に保育できる状況が確保できず施設を再開できない場合、速やかに市へ連絡する。

【保育所等⇒保護者】

- ・保育所等は、施設の再開が可能になった場合、再開時間等について保護者へ連絡する。

令和 年 月 日

保育(養護及び教育)の提供の開始について、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 社会福祉法人 豊橋市南部保育事業会 高塚保育園

説明者 職名 園長 佐久間 みき

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、本施設（保育園）の保育(養護及び教育)の提供の開始に同意しました。

利用者（保護者）

住 所

氏 名

園児氏名

組
